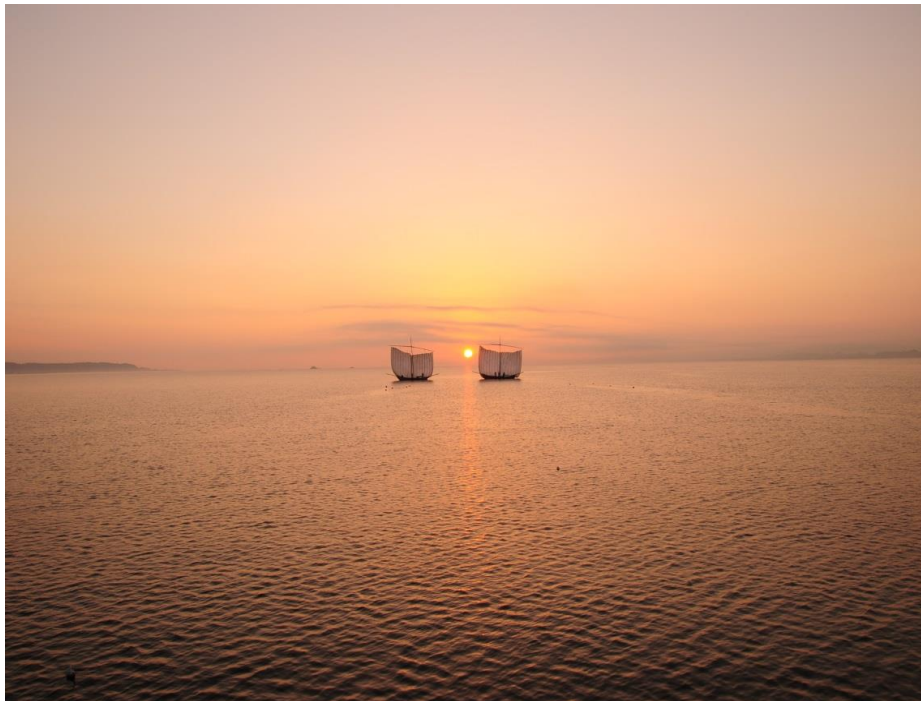


かすみがうら市農業集落排水事業 経営戦略



平成29年2月

茨城県かすみがうら市上下水道部下水道課

かすみがうら市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : かすみがうら市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

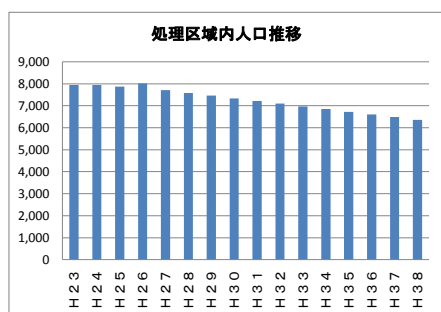
(1) 事業の現況

かすみがうら市農業集落排水事業は、平成3年度より順次供用開始し8処理施設にて運営をしており、それぞれ整備事業は完了しております。整備面積は、土田地区23.0ha、柏崎地区33.0ha、志筑地区49.9ha、大和田地区35.0ha、深谷地区207.0ha、上稲吉地区51.1ha、新治地区33.6ha、千代田東部地区155.0haで全地区整備完了となっております。

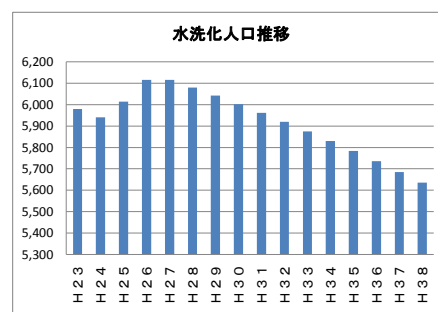
処理区域内人口については、農漁村地区であり高齢化が進んでいることから人口は減少傾向にあります。また、水洗化人口については、戸別訪問等の加入促進を行っており水洗化率は若干上がっていき見込みでありますが、既使用者の減少が大きく、減少傾向を見込んでおります。それに伴い使用料も減少していき、更には処理場の老朽化に伴い維持修繕費もかさんでいくことから、厳しい運営状況になっていくと思われます。

将来的には、公共下水道への接続統廃合等を行い処理場の維持修繕費の削減に努め、ストックマネジメントによる計画的な維持管理費の平準化及び安定的な管理運営に努めてまいります。

汚水処理に係る維持管理費用については、使用料にて賄うところではありますが、不足していることから一般会計繰入金をすることにより経営を維持しているところです。



H23:7,948人 H27:7,703人 H32:7,093人 H38:6,360人



H23:5,980人 H27:6,115人 H32:5,919人 H38:5,635人

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度から平成14年度 (供用開始後土田処理場で25年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成32年4月地方公営企業会計適用予定
処理区域内人口密度	土田地区17人/ha 柏崎地区20人/ha 志筑地区15人/ha 大和田地区32人/ha 深谷地区10人/ha 上稲吉地区12人/ha 新治地区15人/ha 千代田東部地区10人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	8区(土田地区、柏崎地区、志筑地区、大和田地区、深谷地区、上稲吉地区、新治地区、千代田東部地区)		
処理場数	8処理場 ○土田地区農業集落排水処理施設(平成3年度供用開始) ○柏崎地区農業集落排水処理施設(平成5年度供用開始) ○志筑地区農業集落排水処理施設(平成6年度供用開始) ○大和田地区農業集落排水処理施設(平成7年度供用開始) ○深谷地区農業集落排水処理施設(平成10年度供用開始) ○上稲吉地区農業集落排水処理施設(平成10年度供用開始) ○新治地区農業集落排水処理施設(平成10年度供用開始) ○千代田東部地区農業集落排水処理施設(平成14年度供用開始)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成34年度、平成35年度を目標に、農業集落排水を公共下水道へ接続することによる統廃合を行い、農業集落排水処理場の廃止をし維持管理費の削減に努めていきます。		

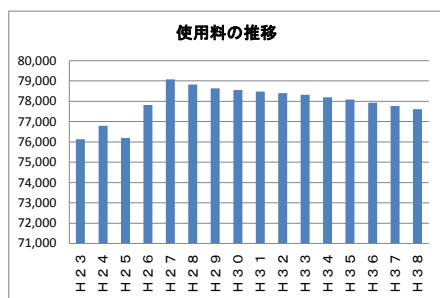
*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

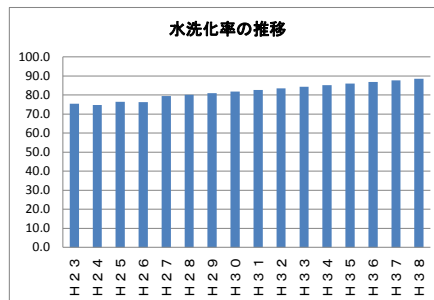
一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、従量制(10㎡基本使用水量あり)の累進使用料となっております。使用料により、最低でも維持管理費の費用は賄えるようにしていきたいと考えております。使用料での不足分については概ね企業償還金となっております。一般会計繰入金(基準内繰入)にて賄っていくようにしていきたいと考えておりますが、現状は多くの基準外繰入金に頼っていることから厳しい状況であり、独立採算で運営するためには更なる歳出の削減と接続促進活動を強化し、使用料の増加を図っていくことが必要です。それでも不足することが見込まれることから、状況により使用料の見直しも必要となると考えております。						
業務用使用料体系の概要・考え方	設定なし						
その他の使用料体系の概要・考え方	設定なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,480	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,770	円
	平成26年度	2,480	円		平成26年度	2,750	円
	平成25年度	2,410	円		平成25年度	2,680	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。



H23: 76,123千円 H27: 79,072千円 H32: 78,396千円 H38: 77,616千円



H23: 75.4% H27: 79.4% H32: 83.5% H38: 88.6%

平成27年度末水洗化率

処理区域	処理区域人口	水洗化人口	水洗化率
志筑処理区	760	723	95.1%
柏崎地区	656	574	87.5%
土田地区	453	421	92.9%
新治地区	501	454	90.6%
大和田地区	1,126	866	76.9%
上稲吉地区	614	572	93.2%
深谷地区	2,082	1,416	68.0%
千代田東部地区	1,511	1,089	72.1%
合計	7,703	6,115	79.4%

③ 組織

職員数	9人(部長込)
事業運営組織	配置内訳：部長、課長、課長補佐、業務係2名、工務係4名 事務の効率化、後年度における地方公営企業法適用に向けて、平成27年4月1日より下水道課、水道課を部制として上下水道部としました。平成28年4月1日より下水道課を水道事務所へ移動し、窓口事務の一元化を図り事務効率を図っております。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料の賦課徴収業務を行っていましたが、人員の減に伴い平成28年4月より排水設備・浄化槽設置申請受付及び検査業務、窓口対応業務について民間委託しております。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付しております。

全体の数値を見ると、類似団体と比較して良い数値が出ており健全であることが分かります。今後においては、管渠の老朽化が進んでいくことから、維持管理修繕工事等の事業費が増加していきます。修繕計画に基づく費用、それらの財源(使用料、起債等)や、起債残高等のバランスを見ながら、下水道の目的である水質保全のため、計画的に下水道の維持管理を行ってまいります。そして、収入の多くに一般会計からの繰入金に頼っていることから、引続き加入促進活動を行い、下水道接続率を上げて、使用料の収益増を図り、繰入金の軽減に取り組んでまいります。

2. 経営の基本方針

農業用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として昭和61年に農業集落排水事業に着手し、8処理区で随時供用しております。現在、農業集落排水事業整備は終了しており、維持修繕に努めている状況です。今後においては、農業集落排水施設の老朽化に伴う維持管理費が更に増加していくことが予測されており、経済比較に基づく農業集落排水施設どうしの統廃合や、農業集落排水施設を公共下水道へ接続する統廃合などを行う等、維持修繕費の軽減に努める一方、ストックマネジメント計画を平成31年度から平成32年度を目標に策定し全域の機能診断を段階的に行い維持修繕計画を作成して平準化を図り計画的に維持修繕することで長寿命化を図り継続的、安定的な事業運営に努めていきます。また、地方公営企業会計法適用を予定しており、資産の把握を行うと併に健全な事業運営を行うため更なる事務効率化や、使用料金の体系等も検討しながら安定した経営を目指してまいります。水洗化率については、まだ低い地区もあることから引続き戸別訪問等の接続促進を行い、使用料の確保をしていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

現時点、古い処理場では25年が経過しており市内8処理場において慢性的に多額の維持修繕費が必要となっており経常経費の増加が見込まれ厳しい予算となっております。投資について計上した内容については、平成28年度より老朽化に伴うマンホールポンプ制御盤更新工事を継続的に行っておりますので、この費用を計上しております。

今後においては、県との協議を行いながら、最適化計画を作成した時点で、この経営戦略へ反映していきたいと考えております。

さらに、ストックマネジメント計画を作成することとしており、作成された時点で反映していきたいと考えております。

また、平成32年度までに地方公営企業法適用に移行することとなっており、予算内容も大きく変わることから、この経営戦略についても大きく修正が必要となります。

○平成28年度以降:ポンプ修繕、制御盤更新等の費用を計上しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

使用料については、接続促進等を行っており、農業集落排水処理区域水全体で水洗化率は、79.4%(平成27年度末時点)となっております。引続き接続促進活動を行うことで、今後数年は若干増加すると見込んでおりますが、農業集落排水地域は、高齢化、人口減少が年々進んでおり、徐々に減少に転じていくと見込んでおります。

企業債については、現時点、施設整備費等について、資本費平準化債を起債しており、償還金の平準化を図っております。

繰入金については、資金の不足が大きく基準内繰入のみでは賅いえない状況となっており、基準外繰入金を繰入れて赤字補てんをして維持している状況です。

○使用料収入の見通し:農業集落排水地区については、毎年接続促進活動を行い水洗化率の向上に努めているところであります。それにより、若干の増加を見込んでおりますが、人口の減少が進んでおり、水洗化率が止まると同時に使用料収入の減少に転じる時が来ると見込んでおります。

一般会計繰入金で均衡をとっていることから決算状況等を見ながら使用料の見直し検討も必要になると考えております。

○企業債:整備が終了していることから、現在では平準化債のみを借入しております。

○繰入金:歳入歳出の不足分を一般会計からの繰入金で賅っております。基準内繰入で賅いたいところですが、足りないことから多額の基準外繰入金にて賅っております。引続き歳出削減及び維持修繕費等の経費を平準化し、接続促進活動により水洗化率を上げ、使用料の現状維持に努めることにより基準内繰入のみで賅えるように努力していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

農業集落排水処理場8箇所の排水施設維持管理業務委託費や、汚泥処理業務委託、管路清掃業務委託、光熱水費は経常的に必要とされ、老朽化による処理場の修繕費が年々増加していく見込みですが、予算の平準化を図り同額程度での予算取りを考えております。

また、今後においては、農業集落排水を公共下水道へ接続することによる統廃合を図ることにより、将来の農業集落排水事業の維持修繕費の削減に努め行きます。

○民間の活力の活用に関する事項:使用料賦課徴収業務を委託し、平成28年度より排水設備等受付業務を民間に託しております。

○職員給与と費に関する事項:現時点9人体制(部長含む)で運営しております。給与費については、概ね現状維持で推移しております。

○動力費:毎年度、光熱水費40,000千円前後の経常費用が支出されております。

○薬品費:毎年度、薬品費として3,000千円程度の経常費用が支出されております。

○修繕費:老朽化も進んでおり、修繕費用も大きくなってまいります。毎年度40,000千円から50,000千円程度の修繕費が支出されており、今後も増加していくと見込んでおります。(処理施設修繕、舗装補修、ポンプ場制御盤修繕等)

○委託費:毎年度40,000千円程度の委託費が経常的に支出されております。

(排水処理施設維持管理業務委託、汚泥運搬業務委託、汚泥処理業務委託、使用料等徴収業務委託等)

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水どうしの統廃合や、農業集落排水から公共下水道への接続による統廃合を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	事業内容が維持管理修繕にシフトされており、ストックマネジメント計画を作成し計画的な維持修繕の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水地区については、人口も少ない上、減少傾向にあり使用料の増加は見込めない状況です。その為、使用料のみでは維持管理費、修繕費を賄うことは不可能な状況です。繰出基準内繰入を行っても収支において大きな不足額が出ることから、繰出基準外繰入をして運営をしている状況です。安定的な運営を行うためには現状一般会計繰入金が必要不可欠となっております。今後において、更に接続促進活動を行い使用料の確保に努めるとともに、収支の状況により使用料の見直しも検討してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	これからも人員の削減が考えられることから、簡易な維持修繕等民間委託できるものは委託を検討し事務の効率化を図っていきたくと考えております。
職員給与費に関する事項	人員削減が見込まれ減少していくと思われます。
動力費に関する事項	施設の統廃合を進めることにより動力費の軽減に努めることが出来る。
薬品費に関する事項	施設の統廃合を進めることにより動力費の軽減に努めることが出来る。
修繕費に関する事項	一定の経過年数の経った施設や故障の多いポンプ等を計画的に平準化を図り維持修繕していきます。
委託費に関する事項	経常的な委託については、今後においても継続的に委託を行っていきます。
その他の取組	施設の維持管理など委託できるものは民間委託していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、計画と決算状況の検証を行い、原因を追究しながら計画的に事業を遂行し、将来の安定した経営をめざしていきます。 基本的に3年毎に見直しを行い、大きな会計制度等の変更・改正のあった場合や維持修繕計画等の変更がある時は、その都度計画を見直して収支計画を更新していきます。 直近では、平成32年度までに公営企業会計法適用に移行することとなっており、会計制度が大きく変わることからその時点で改正をすることとしております。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

農業集落排水事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算 見込)	平成29年度 本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	330,356	325,939	347,267	362,204	367,552	388,578	388,214	368,261	365,611	362,588	360,048	356,420	337,008
	(1) 営 業 収 益 (B)	77,820	79,072	78,826	78,632	78,553	78,475	78,396	78,318	78,200	78,083	77,927	77,771	77,616
	ア 料 金 収 入	77,820	79,072	78,826	78,632	78,553	78,475	78,396	78,318	78,200	78,083	77,927	77,771	77,616
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	252,536	246,867	268,441	283,572	288,999	310,103	309,818	289,943	287,411	284,505	282,121	278,649	259,392
	ア 他 会 計 繰 入 金	250,971	246,303	267,941	276,588	288,499	292,103	291,818	289,443	286,911	284,005	281,621	278,149	258,892
	イ そ の 他	1,565	564	500	6,984	500	18,000	18,000	500	500	500	500	500	500
	2 総 費 用 (D)	225,136	215,582	238,616	236,769	225,339	256,151	252,054	210,617	206,162	201,882	197,972	194,259	191,009
	(1) 営 業 費 用	160,958	155,227	181,745	184,313	177,000	212,000	212,000	177,000	177,000	177,000	177,000	177,000	177,000
	ア 職 員 給 与 費	7,331	6,925	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	153,627	148,302	174,745	170,000	170,000	205,000	205,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
	(2) 営 業 外 費 用	64,178	60,355	56,871	52,456	48,339	44,151	40,054	33,617	29,162	24,882	20,972	17,259	14,009
ア 支 払 利 息	64,178	60,355	56,871	52,456	48,339	44,151	40,054	33,617	29,162	24,882	20,972	17,259	14,009	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	105,220	110,357	108,651	125,435	142,213	132,427	136,160	157,644	159,449	160,706	162,076	162,161	145,999	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	89,666	92,011	106,592	93,700	84,800	100,300	102,300	86,000	83,800	77,800	72,500	61,400	61,400
	(1) 地 方 債	69,900	71,700	84,300	73,700	64,800	80,300	82,300	66,000	63,800	57,800	52,500	41,400	41,400
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	69,900	71,700	21,800	62,800	64,800	62,800	64,800	66,000	63,800	57,800	52,500	41,400	41,400
	(2) 他 会 計 補 助 金	17,578	17,735	21,312	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			980										
	(6) 工 事 負 担 金	2,188	2,576											
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	194,176	201,567	215,243	219,135	227,013	232,727	238,460	243,644	243,249	238,506	234,576	223,561	207,399
	(1) 建 設 改 良 費	2,160	2,095	8,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	192,016	199,472	207,243	214,135	222,013	227,727	233,460	238,644	238,249	233,506	229,576	218,561	202,399
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 104,510	△ 109,556	△ 108,651	△ 125,435	△ 142,213	△ 132,427	△ 136,160	△ 157,644	△ 159,449	△ 160,706	△ 162,076	△ 162,161	△ 145,999	

投資・財政計画
(収支計画)

農業集落排水事業

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算 見込)	本年度									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	710	801											
積 立 金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)		6,369	7,079	7,880	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
前年度繰上充用金	(M)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	7,079	7,880	7,880	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実 質 収 支	(N)-(O)		7,079	7,880	7,880	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
黒 字 (P)															
赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			79.2	78.5	77.9	80.3	82.2	80.3	80.0	82.0	82.3	83.3	84.2	86.3	85.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)			77,820	79,072	78,826	78,632	78,553	78,475	78,396	78,318	78,200	78,083	77,927	77,771	77,616
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)															
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)			2,960,732	2,832,956	2,710,013	2,569,578	2,412,365	2,264,938	2,113,778	1,941,134	1,766,685	1,590,979	1,413,903	1,236,742	1,075,743

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算 見込)	本年度									
収 益 的 収 支 分			250,971	246,303	267,941	276,588	288,499	292,103	291,818	289,443	286,911	284,005	281,621	278,149	258,892
うち基準内繰入金			186,294	186,294	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000
うち基準外繰入金			64,677	60,009	80,941	89,588	101,499	105,103	104,818	102,443	99,911	97,005	94,621	91,149	71,892
資 本 的 収 支 分			17,578	17,735	21,312	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
うち基準内繰入金															
うち基準外繰入金			17,578	17,735	21,312	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
合 計			268,549	264,038	289,253	296,588	308,499	312,103	311,818	309,443	306,911	304,005	301,621	298,149	278,892

※今後において、計画及び金額等の大きな変更がある場合は更新してまいります。

経営比較分析表

茨城県 かすみがうら市

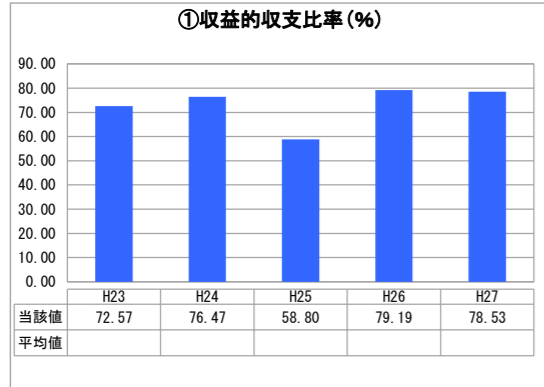
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	17.97	86.18	2,480

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
43,111	156.60	275.29
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
7,703	5.88	1,310.03

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



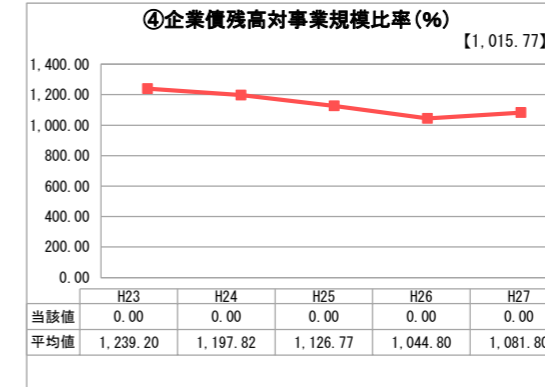
「単年度の収支」



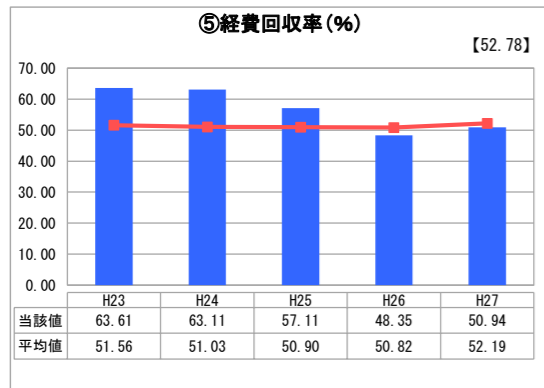
「累積欠損」



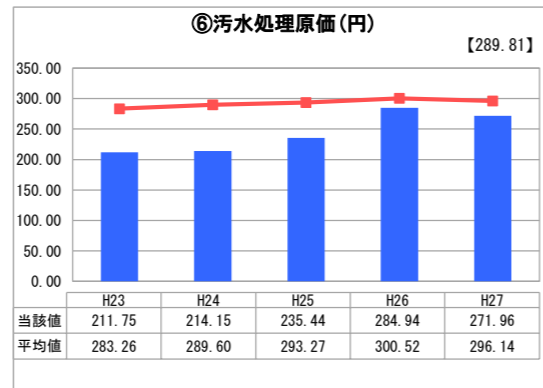
「支払能力」



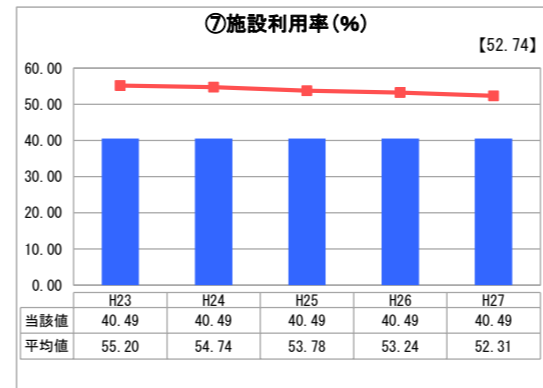
「債務残高」



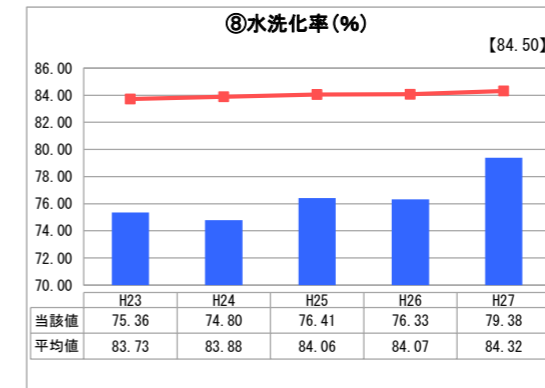
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

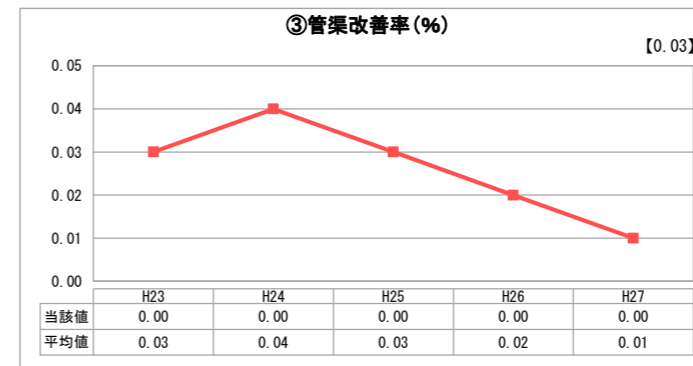
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率
総費用が毎年同等額を推移している中、総収益が少しずつ増加傾向にあることから、率が上昇傾向にあります。平成25年度が58.8%に下がっておりますが、補償金免除繰上償還額が、費用に含まれていることで一時的に下がっているものです。
- ②累積欠損金比率
該当数値なし
- ③流動比率(%)
該当数値なし
- ④企業債残高対事業規模比率(%)
起債残高は少しずつ減少しております。起債償還について使用料で賄えない部分を一般会計繰入金で賄っていることから数値が0%となっております。今後も、計画的に起債を行ってまいります。
- ⑤経費回収率
使用料収入が横ばい状態に対し、汚水処理費用が年々増加していることから、率は少しずつ下がっております。費用の計画的運用に努めてまいります。
- ⑥汚水処理原価
汚水処理費用の増加に伴い、少しずつ上昇しておりますが、現時点では類似団体平均値を下回っており、効率的であると思われれます。ただ、今後においては老朽化に伴う修繕が見込まれ、計画的に修繕を行ってまいります。
- ⑦施設利用率
類似団体平均値を上回っており、処理能力に対し有効に施設利用していることが分かります。
- ⑧水洗化率
少しずつ上昇しておりますが、まだ類似団体平均値を下回っており、引き続き加入促進を行い、接続率を上げてまいります。

2. 老朽化の状況について

- ③昭和58年の整備開始後33年が経過し少しずつ老朽化が進んでいるが、耐用年数を超えた管渠はないことから、緊急的な箇所について更新を行っているところであります。現在は、長寿命化計画策定に向けて調査を行っているところであり、策定後は、計画に基づき長期的に老朽管の対策等を行ってまいります。

全体総括

全体の数値を見ると、類似団体と比較して良い数値が出ており健全であることが分かります。今後においては、管渠の老朽化が進んでいくことから、維持管理修繕工事等の事業費が増加してまいります。修繕計画に基づく費用、それらの財源(使用料、起債等)や、起債残高等のバランスを見ながら、下水道の目的である水質保全のため、計画的に下水道の維持管理を行ってまいります。そして、収入の多くに一般会計からの繰入金に頼っていることから、引き続き加入促進活動を行い、下水道接続率を上げて、使用料の収益増を図り、繰入金の軽減に取り組んでまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。